

公害防止協定・細目規定の検討資料

環境モニタリング規程
と緊急時の対応

財団法人山梨県環境整備事業団

細目規定の検討事項対照表

	公害防止協定の規程事項	細目規定が必要な事項
1条	目的	—
2条	基本的事項	—
3条	受入廃棄物 ・受入廃棄物…別表に掲げる種類 ・受入基準…別に定める。	廃棄物の受入基準
4条	廃棄物の埋立期間 5, 5年以内	—
5条	処分場の管理体制等 ・処分場の管理体制の確立と設備機器の整備 ・浸出水処理施設の放流水 …別表に定める水質基準に適合	受入廃棄物の搬入管理 (受入廃棄物の事前審査、搬入車両規制、 営業日・受付時間、廃棄物の搬入管理) 環境モニタリング (場内の放流水・地下水の水質や周辺環境 の水質、騒音・振動・悪臭等の調査) 廃棄物の埋立管理 (浸出水処理施設の運転期間、埋立後の 覆土方法)

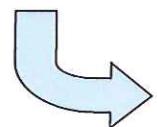
	公害防止協定の規程事項	細目規定が必要な事項
6条	生活環境保全のための措置	—
7条	事故が生じた場合の措置	災害時の安全対策
8条	立入調査等	立入調査の対応
9条	安全管理委員会の設置	—
10条	苦情処理	苦情処理の対応
11条	情報公開	情報公開の方法
12条	損害賠償	—
13条	協定違反時の措置	—
14条	細目規程	—
15条	その他	—

細目規定の検討経過

- 優先度の高い事項から順次検討
開業前の営業活動での利用案内に必要な事項や経営計画に関連した事項など、早期に確定しておくべき事項を優先

- ①廃棄物の受入基準
- ②受入廃棄物の搬入管理

平成19年度に検討



- ③環境モニタリング

平成20年度に検討(現在)



- ④情報公開の方法
- ⑤立入調査の対応
- ⑥苦情処理の対応
- ⑦災害時の安全対策
- ⑧廃棄物の埋立管理
- ⑨その他の項目

今年度後半に検討

- 最終的に細目規定として事業団が成文化

環境モニタリングの目的

- 処分場施設の維持管理状況の把握
- 周辺環境への負荷の監視
- 異常時の迅速な措置及び改善

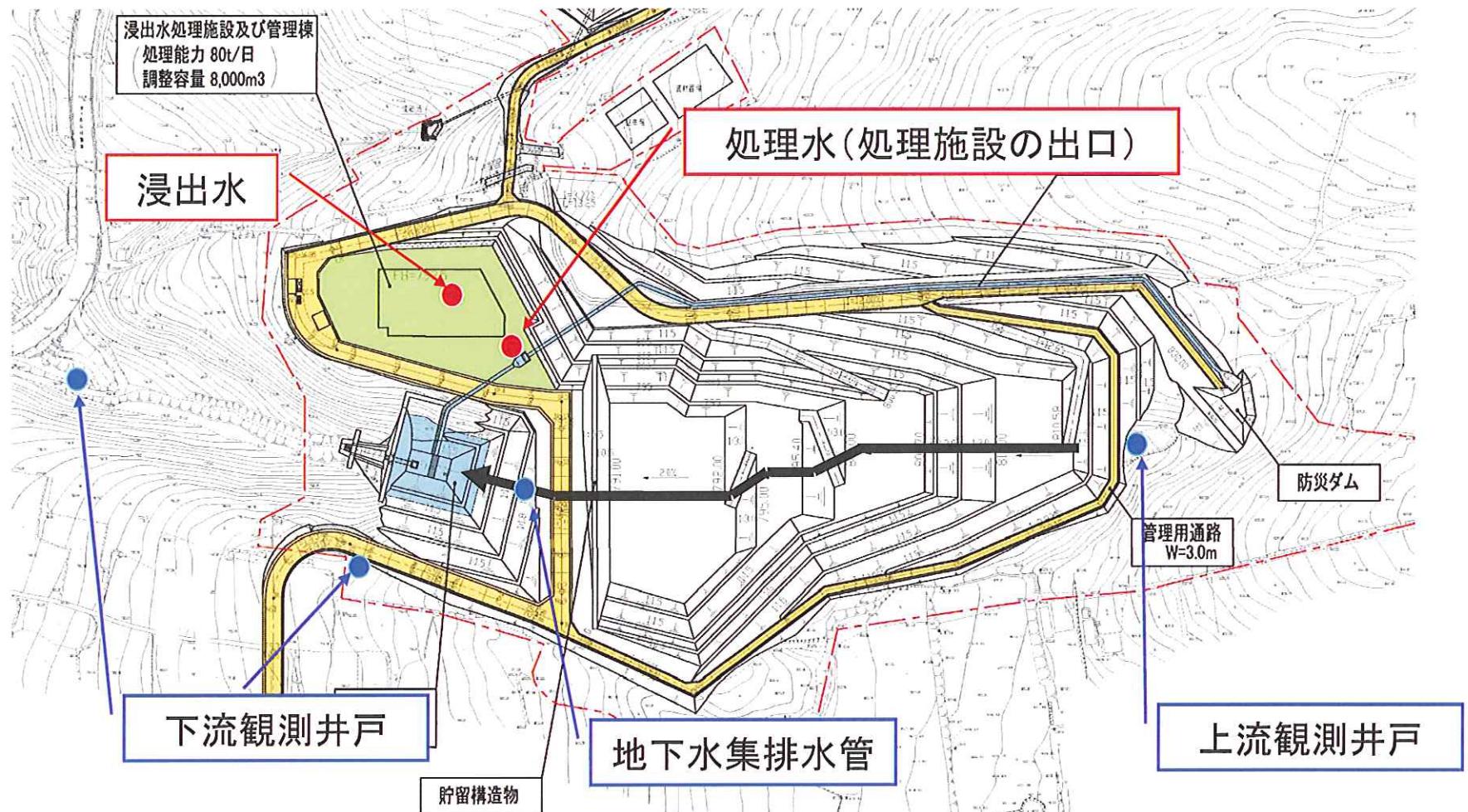
環境モニタリングの種類

- 水質(浸出水、地下水、周辺河川)
- 大気(発生ガス、粉じん)
- 騒音・振動・悪臭
- その他(気象、漏水検知)



モニタリング管理規程(案)

- 処分場におけるモニタリングの期間は、廃棄物処理法の規程による施設の廃止が認められるまでとする。
- モニタリングの結果に異常が確認された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
- 各モニタリングの結果は公表するものとし、その記録は処分場が廃止になるまで保存する。



モニタリング地点図
(1)